

# 憲法訴訟のいま

## 第8回 2024年衆院選 人口比例選挙実現訴訟

憲法問題対策センター 委員 伊藤 真 (36期)



### 1 はじめに

2024年10月の衆院選では1票の最大較差が2.06倍にまで達しており、それを不服として289全ての小選挙区で原告が立ち、全国14高裁・高裁支部で選挙無効訴訟が提起された。我々弁護団（升永英俊弁護士（第一東京弁護士会）を中心とするグループ）は2009年以降国政選挙ごとに全国で訴訟を提起している（人口比例選挙実現訴訟）\*1。

本件訴訟の対象となる選挙は、初めてアダムズ方式を適用して10増10減の措置を講じたものであった。それにより2020年国勢調査を基準にすると較差1.99倍にとどまったものの、選挙当日は2.06倍に達し、較差2倍以上の選挙区は10に及んでいた。

### 2 本件訴訟における原告側の主な主張

#### (1) 区画審設置法違反

2016年（平成28年）改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という）3条では、「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし」とされていたが、平成28年改正法では「を基本」が削除され、さらに平成28年改正法附則2条3項1号では2015年国勢調査人口、2020年見込み人口いずれも2倍未満となることが基本とされた。

有権者にとっては選挙当日の自分の選挙権の価値こそが重要であり、区割り改定時に較差が2倍未満であればよいというものではない。それゆえ、この新

制度からは「5年間を通じて較差が2倍未満となるように区割りを行う措置を講じること」、さらに「基本」が削除されたことで較差「2倍以上」になることが例外なく許されないという趣旨が導かれる。以上から区画審は、区画審設置法3条1項、4条2項に基づき、2025年の国勢調査迄の5年間、最大人口較差が2倍未満となるように、改定案を作成しかつ勧告する義務を負う。そのため本件選挙区割り、区画審設置法に違反して作成されたものであり、本件選挙も違法の瑕疵を帯びることになる。

#### (2) 信託論

令和5年最高裁大法廷判決（衆）\*2は、「選挙の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。」と判示している。

しかし、憲法前文第1段第2文は「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と規定する。

「国民」は、信託する「国政」の委託者兼受益者であり、他方で、「国民の代表者」は、信託される「国政」の信託の受託者である。よって国会議員は、受託者として自らの利益を享受してはならないことになる（信託法8条、30条の趣旨）。

国会議員にとって、投票価値の較差是正を伴う選挙区割り規定の立法に関しては、自らの身分にも直接関わるため利害関係を有し、それゆえ広範な立法裁量権を有し得ない。

\*1：1962年に越山康弁護士（当会）が日本で初めて訴訟を提起し、活動を引き継いだ山口邦明弁護士（当会）らも、同様に訴訟を提起している。

\*2：最高裁令和5年1月25日大法廷判決

### 3 高裁判決

すべての高裁で合憲判決が言い渡されたため、直ちに上告した。合憲とした理由は、アダムズ方式による「新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提」としており、「10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正」することが予定されているためだという\*3。

しかしアダムズ方式は、都道府県の人口を一定の数値で割ることで算出されるため一見人口比例に近づくように思えるが、議席数の算出にあたっては、商の少数部分が切り上げられるため\*4、廃止されたはずの一人別枠方式が事実上残された仕組みといえる。さらにアダムズ方式の運用自体、例えば東京都の議席数をアダムズ方式で算出した数は33\*5となるはずが、実際に割り当てられた議席は30にとどまるなどすでに恣意的なものとなっている。

またすべての判決において、「行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ」としているが、高齢化の進行、人口密度の低下、交通事情悪化などの問題を抱える北海道、秋田、山形などが、最も有権者数の少ない鳥取1区より投票価

値が小さい現状をみると、これらの考慮要素を考慮せず、むしろ政治家の都合など不可考慮要素を考慮しているとしか思えない\*6。中でも福岡県では福岡8区を動かさないため左右の選挙区も動かせず、大きな格差が放置されているが、8区は自民党副総裁麻生太郎氏の選挙区である。選挙制度、選挙区割が、まるで政治家の利益のためのものとなっているといわざるをえない。

### 4 おわりに

全世界GDPに占める日本のシェアは1995年の17.6%から2023年には4.0%に激減した\*7\*8。国難ともいえるこのような状況を克服するためには、米、英、独、仏、韓などの民主主義国と同じ土俵、すなわち、人口比例選挙の実現が不可欠である\*9。拡大する防衛費捻出のための増税や、少子高齢化などの国政の課題は、国民の多数から選出された正統性をもった議員によって議論されなければならない。参議院選挙においても依然として3倍を超える格差、すなわち投票価値（政治に対する発言力）が1/3しかない国民が2120万人もいる状態が放置されたままであり看過できない。すべての国民が個人として尊重され、主権者一人ひとりの意思が正しく反映される政治の実現のため、人口比例選挙の実現が急務である。

\*3：東京高裁令和7年2月13日判決等

\*4：区割審設置法3条2項

\*5：令和2年の総人口1億2614万6千人（令和2年国勢調査）を小選挙区数289で割ると平均人口436,491（人）が算出され、東京都の人口14,047,594（人）をこの平均人口で割ると32.18となる。商の少数部分を切り上げると本来の議席数33が導かれる。

\*6：鳥取1区と人口較差を比較すると、例えば北海道6区で1.787倍、秋田3区で1.359倍、山形2区で1.345倍となる。

\*7：2024年11月29日石破内閣総理大臣所信表明演説

\*8：さらに国民一人当たりの平均賃金においても、25年間の自民又自公政権の下で、国民一人当たりの平均賃金が概ねフラット状態にとどまっている。

\*9：米、英、独、仏、韓など5か国は、いずれも概ね人口比例選挙を実現しており、政策の変更を望む国民の過半数の投票により適切なタイミングで政権交代し、結果右肩上がりに経済成長を果たしている。